

平成28年3月25日開催

## 新庄市農業委員会第22回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年3月）議事録

1. 開催日時 平成28年3月25日（金）15時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	佐藤 義一
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	浅沼 玲子
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

#### 4. 欠席した委員（0名）

#### 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第94号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第95号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第96号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 6 議案第97号 農用地利用集積計画について  
日程第 7 報告第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第22回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第22回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に19番の笹行也委員と9番の畠腹銀蔵委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第93号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第93号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から萩野地区2番までの7件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第93号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。19日に調査いたしました。△△さんは同一世帯の親子による所有権の移転でありまして、問題ありませんでしたので、審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区2番、19日に調査いたしました。双方合意での売買でいたしまして、単価的にも問題ございませんでしたので、審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄3番、19日に調査いたしました。賃借権の新規の設定であり、賃借料についても

双方合意しておりますので、問題ございませんので審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします

○20番

新庄地区4番につきまして、20日に調査いたしました。△△さんと△△さんは親戚同士でございます。△△さんが去年まで貸しておりました田んぼの耕作者が死亡いたしました。今年から△△さんに貸すということでした。許可要件をみたしておりまして、許可相当と判断いたしましたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします

○20番

新庄地区5番につきまして、3月20日に調査いたしました。事由は詳細の通り、問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○9番

萩野地区1番につきまして調査報告をいたします。△△さんは同一世帯の親子関係で、経営移譲年金受給のための使用貸借権再設定でありまして、問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします

○15番

萩野2番につきまして、22日に調査確認いたしました。事務局説明の通りで問題ございません。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第93号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第93号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第94号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第94号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第94号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟1番について3月21日に現地の確認と調査をいたしました。事務局説明の通りでありますけども、元々田んぼだったところを住宅と庭園にした際に、庭園部分の許可を取っていなかったと言うものであります。近くに影響を受けるような農地もございませんので、許可相当と判断いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第94号農地法第4条の規定

による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第94号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第95号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第95号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第95号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番について調査報告をいたします。3月20日に調査いたしました。事由は詳細の通りで問題ございませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします

○4番

萩野地区1番につきまして、3月21日に調査したところ問題ございませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第95号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第95号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第96号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第96号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、7件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第96号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について、20日に調査いたしました。△△さんが耕作できなくなったことによる合意解約でありまして、問題ありませんので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区2番につきまして、20日に調査いたしました。事由は詳細の通り問題ございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区3番につきまして、20日に調査いたしました。今まで△△さんが借りていたところでした、亡くなりましたので、息子さんは耕作しないということですので合意解約になったものです。また、解約した農地については集積関連で出てきますのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区4番についての調査報告をお願いします。

○5番

3月18日に調査いたしました。双方合意の上での解約ですので問題ないと判断いたしました。よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区1番についての調査報告をお願いいたします。

○16番

3月20日に調査いたしました。△△さんが離農するための解約でございますので問題ありませんでした。次に借りる人も決まっているそうです。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○9番

萩野地区1番の調査報告をいたします。3月21日に調査した結果、△△さんが離農のための合意解約でした。問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

3月18日に調査いたしました。合意による解約で、次の耕作者も決まっております。問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。



<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第96号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第96号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第97号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、清水哲夫委員と私、星川豊が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「清水哲夫委員、星川豊委員」退場>

○議長代理

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第97号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区33番までの65件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、65件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長代理

はい、ご苦勞様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定60件、所有権移転5件について、お諮りいたします。議案第97号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長代理

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第97号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「清水哲夫委員、星川豊委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区3番までの8件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、8件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第48号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第22回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次

第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年3月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 笹 行也

議事録署名委員 畠腹 銀蔵